

2014年度 早稲田大学大学院法務研究科

法学既修者試験 論述試験

民法

( 出題の趣旨 )

---

【出題の趣旨】

民法の事例問題に対しては、与えられた事例を設問に即して分析し、それに関する法律上の問題点を抽出して、関係当事者の利害状況に配慮しつつ、自らが考えた法的解決を提示することが必要である。そのためには民法全体（家族法を含む）についての基礎的な知識を相互に関連づけて具体的な問題を考察する力が必要である。本年度の問題も、昨年までと同様に、このような考察を要求する出題である。以下、各設問についての要点を示す（なお、下記以外の法律構成が必ずしも排斥されるものではない）。

問題1の（1）については、①本件売買契約が特定物売買であり、売主Bは乙の引渡しまで、乙の善管注意義務を負うことを理解しているか。②Bの債務が履行不能となることについて、Bの帰責事由の有無如何によって、法律関係が異なってくることを理解しているか。③Bに帰責事由がある場合に、Aに認められる救済手段として、契約を解除して、損害賠償請求をする方法と、契約を解除しないで損害賠償請求をする方法とがあることを理解しているか。④Bに帰責事由がない場合に、危険負担が問題となること、民法534条1項を文言どおりに適用してよいかどうかについて議論があることを理解しているか、といった点が問われている。

問題1の（2）については、①Cが故意に事故歴がないと告げた行為が、欺罔行為に当たること、代理人Cの欺罔行為はB自身の欺罔行為と同視されることを理解しているか。②AとCの合意に際して、事故歴がないことが表示され、契約内容となっており、これが民法95条の要素の錯誤に当たりうることについて理解しているか。③「事故歴のない」中古車であるという属性が物の瑕疵に当たること、その責任内容として解除と損害賠償請求が問題となること、また、契約の無効・取消の場合と、どのような相違が生じるかについて理解しているか。④錯誤と瑕疵担保責任の関係について理解しているか、といった点が問われている。

問題2の（1）については、①A（直接被害者）からF（加害者）に対する不法行為の損害賠償・損害の範囲（財産的損害と精神的損害）、法的根拠づけができていないか。②近親者の固有の慰謝料請求の可否をどう考えるか。③重婚的内縁とその保護基準・損害賠償の可能性をどう考えるか、④DからFに対する不法行為に基づく逸失利益の賠償（企業損害・間接損害）の可否をどう考えるか、といった点が問題となる。

問題2の（2）については、Aが本件交通事故により死亡したために、Aに生じた損害（財産的損害・精神的損害）や一定の身分関係・経済的関係にある者がAの損害や権利、あるいは自らの被った損害をFに対して、相続法理によって（民法896条）主張することになるのか、それとも不法行為による損害賠償という自己の固有の権利を侵害されたものとして主張できるのかが問われている。

なお、上記のような各論点の論述だけでなく、答案全体の構成が整っているか、論旨の流れが明確であるかといった点も評価の対象になる。

以上